

## 1 制限措置

整理番号	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
1	小型いか釣り漁業 (県外船)	212		定めなし	山口県 外海	4月1日から 翌年3月31日 まで	自県もしくは根拠地県において同種漁業の許可を現に有する者、もしくは前年度有していた者

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年12月20日から令和7年1月30日まで

## 3 許可の有効期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）

※小型いか釣り漁業の「船舶の総トン数」は、山口県漁業調整規則（令和2年山口県規則第46号）第4条第1項第16号で「総トン数5トン以上30トン未満」と定められている。